

令和8年度第1回物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	防犯対策事業	①地域の防犯のために自治会が設置する防犯灯に対して、蛍光灯のLED化に係る費用の一部を補助することによりLED化を促し、電気料金が削減され、物価高騰の負担を軽減する。 ②蛍光灯の防犯灯をLEDへ更新する費用に対する補助金 ③1灯あたり15,000円、灯数200灯 計3,000千円 ④交付対象者：自治会の管理する蛍光灯の防犯灯をLEDに更新する自治会 対象施設：自治会の管理する蛍光灯の防犯灯	R8.4	R9.3
2	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	物価高騰対策低所得者支援給付金給付事業	①食料品等の物価高騰による負担を軽減するため、低所得者世帯に対し給付金を支給し支援する。 ②給付金及び事務費 ③給付金：305,000千円（6,100世帯×5万円）、事務費：31,350千円 ④住民税非課税世帯（5,100世帯）及び住民税均等割のみ課税世帯（1,000世帯）	R8.4	R8.12
3	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金支給事業（高齢・障がい福祉課分）	①社会福祉施設については、原油価格や物価高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で定められており、高騰分の価格転嫁が困難であるため、施設運営事業者等に対して応援金を支給するもの。 ②原油価格や物価高騰により増加した施設運営に係る費用及び事務費 ③入所系施設1施設×336,000円、訪問系施設2施設×28,000円、通所系施設13施設×28,000円、短期入所施設3施設×28,000円、グループホーム11施設（棟）×56,000円、相談支援施設5施設×28,000円 計1,596千円及び事務費12千円 ④市内障がい福祉施設	R8.4	R9.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金支給事業（こども政策課分）	①社会福祉施設については、原油価格や物価高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で定められており、高騰分の価格転嫁が困難であるため、施設運営事業者等に対して応援金を支給するもの。 ②原油価格や物価高騰により増加した施設運営に係る費用及び事務費 ③保育所等11施設×21,000円、家庭的保育事業所2施設×9,000円、放課後児童クラブ16施設×21,000円 計585千円及び事務費7千円（うち510千円に交付金を充当） ④民営の児童福祉施設	R8.9	R9.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金支給事業（こども家庭支援課分）	①原油価格や物価高騰の影響により費用負担が増大している里親に対して、応援金を支給するもの ②原油価格や物価高騰により増加した施設運営に係る費用 ③里親2件×4,500円 計9千円及び事務費1千円 ④交付対象者：里親	R8.4	R9.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金支給事業（地域医療推進課分）	①原油価格・物価高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で決められるなど、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、施設運営事業者に対し応援金を支給するもの。 ②市内の医療関連施設に対して支給する交付金及び事務費 ③病院・診療所施設42×42千円、病床加算225病床×8.5千円、薬局・施術所・助産所・歯科技工所43施設×21千円 計4,580千円及び事務費19千円 ④市内医療関連施設を運営する事業者	R8.4	R9.3

令和8年度第1回物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金支給事業（介護保険課分）	①社会福祉施設については、原油価格や物価高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で定められており、高騰分の価格転嫁が困難であるため、施設運営事業者等に対して応援金を支給するもの。 ②原油価格や物価高騰により増加した施設運営に係る費用及び事務費 ③施設(100人未満)9施設×189,000円、施設(100人以上)1施設×252,000円、グループホーム(1ユニット)2施設×42,000円、グループホーム(2ユニット)5施設×84,000円、居宅サービス67施設×21,000円 計3,864千円及び事務費19千円（うち3,689千円に交付金を充当） ④民間の介護保険施設、老人福祉施設	R8.4	R9.3
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	病院事業会計負担金（光熱費、食材高騰応援金分）	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている市立病院に対して、県及び市の医療機関に対する緊急支援制度(応援金)に準じ支援を行う ②市立病院に対する負担金 ③島根県の単価により積算(物価高騰分)：84,000+17,000×229(病床数)+5,000(救急告知病院加算)×229(病床数)（食材費）：8,800×229(病床数) 市の単価により積算(物価高騰分)：42,000+8,500×229(病床数) ④大田市立病院	R8.4	R9.3
9	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	生活困窮世帯エアコン購入費助成事業	①物価高騰で生活費を圧迫するなど経済的な理由によりエアコンを設置していない、または故障等により使用できない生活困窮世帯に対し、エアコンの購入、設置費用を助成することにより、健康被害を防止し、必要な支援機関へつなぐ。 ②エアコン購入費用および設置費用 ③1世帯 116千円上限（エアコン購入費用78千円（生活保護法の基準）、設置費38千円）に25世帯及び事務費100千円 ④非課税世帯で75歳以上の高齢者世帯、児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯のうち生活保護法による設置が受けられない世帯	R8.4	R9.3
10	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等副食費負担軽減事業	<b>【保育施設給食原材料費等価格高騰対策事業】</b> ①物価高騰等の影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、保育所給食における原材料費等の物価上昇相当分を保育施設に対して支援するもの。（教職員等は除く） ②保育所1施設当たりの食材費物価上昇分を支援 ③1,000円×（年間延べ人数）10,206人=10,206千円 ④保育施設 <b>【保育所等副食費無償化事業】</b> ①物価高騰等の影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、副食費を支援するもの。（教職員等は除く） ②副食費徴収対象世帯の毎月の副食費の内250円（R8.4～R9.3分）及び4,250円（R8.9～R8.12分） ③250円×290人×12月=870千円 4,250円×290人×4月=4,930千円 ④子育て世帯	R8.4	R9.3

令和8年度第1回物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
11	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	長期休暇中子ども食糧支援「つながりお届け便」事業	①就学援助制度を利用している世帯へ、夏休み期間中に食材を届けることでこどもの食生活の安定化、子育て世帯の経済的負担の軽減、こどもの緩やかな見守りと社会的孤立の防止を目的とする。食品の調達、配達生活協同組合しまねに委託。 ②委託料（食品代金、配達料）、事務費（印刷費、郵送費他） ③就学援助制度利用世帯の全世帯が利用し、1世帯のこどもを1.5人と想定して計上。食品費2,500円×450人、配達料1,000円×300世帯、事務費50,000円 ④対象者：就学援助制度利用世帯（約300世帯450人）	R8.4	R9.3
12	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産経営持続支援事業	①国際情勢等により飼料価格が高止まりし、畜産経営を圧迫する中、飼料購入に係る農家負担の一部を支援することで、安定的な事業継続の下支えを図る。 ②飼料購入経費について、価格高騰前（令和3年）の農家負担額と島根県の支援制度の基準となる農家負担額との差額を補助対象経費とする。交付対象期間は令和8年1月～12月の4四半期。 ③畜種の一部について、補助対象となるかが県制度に準ずるため、令和8年4月1日時点では対象頭数が不明。令和6年10月～令和7年12月までの5四半期の同事業補助額の実績より1四半期あたりの平均が5,612,860円となるため、4四半期の補助額22,451,440円を見込む。その他、消耗品費79,800円、印刷製本費17,875円、通信運搬費89,980円を合わせ、合計22,640千円を事業費とする。 ④島根県の実施する畜産農家臨時経営支援事業補助金を受ける市内畜産農家、交付対象外の市内肉用繁殖農家及び市内肉用肥育農家。ただし対象畜種を1頭以上飼養し、今後も事業を継続する意思のある場合に限る。	R8.10	R9.3
13	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校給食費無償化事業	①物価の上昇が長期化する中、子育て世帯の保護者（小学校）への負担を軽減するため、給食費負担軽減交付金による支援を踏まえ、国/県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当して学校給食費の無償化を行う。（教職員等は除く） ②令和8年4月～令和9年3月までの間、小学生の学校給食費を対象として補助金を交付する。 ③小学校(令和8年5月1日現在見込み)1,335名、給食費：361円、給食日数：198日、（給食費負担軽減交付金(仮称)：76,362千円を除く）対象経費：18,108千円 ④大田市学校給食会	R8.4	R9.3
14	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	中学校幼稚園給食費負担軽減事業	①物価高の長期化による食材費の高騰は学校給食費への影響も大きいことから、子育て世帯の保護者（幼稚園、中学校）への経済的負担を軽減するため、地方創生臨時交付金を活用し食材費の支援を行う。（教職員等は除く） ②令和7年度給食費単価を基準として、令和8年度給食費単価との差額（令和7年度給食1食あたり31%相当）についての補助及び幼稚園児1食あたり10円、中学校生徒1食あたり20円を補助する。加えて、令和8年度2学期(81日)分の給食費保護者負担分を補助する。 ③補助想定額（幼稚園14人：528千円、中学校774人：41,044千円(対象者:令和8年5月1日現在見込み)） 計41,572千円 ④大田市学校給食会	R8.4	R9.3